

「生きる」を創る。



アフラックでは、お客様の利便性向上のため、**Web 約款**をおすすめしています



- アフラックのホームページ(<https://www.aflac.co.jp/>)上で、いつでもご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。
- 冊子の「ご契約のしおり・約款」のように保管する必要がありません。
- ▶ **Web 約款** の特長、閲覧方法など、詳しくは **その他重要事項 P.27** をご確認ください。

照会・相談・苦情などのご連絡先

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情については、下記の窓口でお受けします。

アフラック
コールセンター

通話料
無 料

0120-5555-95

受付
時間

月曜日～金曜日
9:00～18:00
土曜日
9:00～17:00
※祝日を除きます。

アフラック「ご契約者様専用サイト」なら、お手続きがとってもスムーズ!

スマートフォンやパソコンからお手軽に、契約内容のご確認や各種手続きのお申し出ができます

「ご契約者様専用サイト」3つのメリット

ご加入いただいている保険の契約内容をスマートフォンやパソコンで確認できます。

住所・電話番号の変更、クレジットカード払いの申込み／ご利用カードの変更など、各種お手続きができます。

生命保険料控除証明書^(*)、保険証券の再発行のお申込みができます。
(*)9月～翌年3月のみお申込みができます。

ご登録はとってもカンタン!

まずはスマートフォン・パソコンからアクセス

ご登録はこちら
かんたんアフラック 検索
<https://www.aflac.co.jp/ca11>

QRコード
ご用意いただくもの
証券番号
※お手元に保険証券もしくはアフラックメール(1年に1度お送りしているご契約内容確認書類)をご用意ください。

《保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください》

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「就労所得保障保険」です。

「保険種類のご案内」は当社の営業部・支社および募集代理店にございますのでお問い合わせください。

ご契約後は、必ずご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人にお知らせください。

お問い合わせ、お申込みは
<募集代理店>

- 本冊子に記載の保障内容などは、2019年8月26日現在のものです。
- 本冊子に記載の「当社」とは引受保険会社のことをいいます。
- 契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

<引受保険会社>

Aflac アフラック

アフラックは代理店制度を採用しています。
募集代理店は、当社以外の保険商品を取り扱いできる場合があります。
詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
URL <https://www.aflac.co.jp/>

お申込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報・その他重要事項

病気やケガで働けなくなったときの

**給与
サポート保険**

ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申込み前に必ずお読みいただき大切に保管してください。



**本冊子や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する
重要事項を記載していますので、必ずお読みください。**

本冊子

契約概要

P.01~12

契約内容に関する重要事項のうち、
特にご確認いただきたい事項を記載
しています。

- 保険の特長・しくみは?
- どんなときに給付金などが支払
われるの?
- 保険料払込みの流れは?
- 契約できる条件は?

など

注意喚起情報

P.13~22

お申込みに際して特にご注意いただきたい事項やお客様にとって不利益となる事項を記載しています。

- 告知とは?
- 申込みを撤回したいときは?
- 保障の開始はいつ?
- 給付金を請求するときは?

など

その他重要事項

P.23~27

お申込みに際してご確認いただきたい補足的情報をまとめています。

本冊子で使用するマークについて

	特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にとって不利益となる事項を記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語などについて記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなどを
わかりやすく説明しています。

約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。
ご契約に際しては「注意喚起情報」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

もくじ

特長・しくみ

- 01 「病気やケガで働けなくなったときの給与サポート保険」の特長
- 02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) 03

給付金・保険金など

- 03 納付金などのお支払い 04
- 04 契約者配当金・解約払戻金 07

保険料

- 05 保険料の払込方法 08
- 06 保険料払込みの流れ 08
- 07 保険料に関する留意事項 10

ご契約のお引受け

- 08 お引受けの条件 11
- 09 減額について 12

01 「病気やケガで働けなくなったときの 給与サポート保険」の特長

特長
1

病気・ケガで働けない場合を保障

被保険者が病気・ケガで就労困難状態^{用語}が続いた場合に収入の減少をサポートする保険です。

※精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます。

特長
2

入院中だけでなく、所定の在宅療養で働けない場合も保障

就労困難状態に該当している場合に給付金をお支払いします。

特長
3

働けない状態が続く限り、60歳まで保障 (保険期間・保険料払込期間 60歳満期の場合)

保険期間・保険料払込期間は65歳満期もあります。

※就労困難状態に該当している場合

特長
4

働けなくなったときの公的保障をふまえ、 被用者保険にご加入の方 保障額をそれぞれ設定できます

働けなくなった場合、傷病手当金や障害年金などの公的保障を受けられるときがあり、その額を考慮して短期回復支援給付金と長期療養支援給付金の保障額をそれぞれ設定できます。



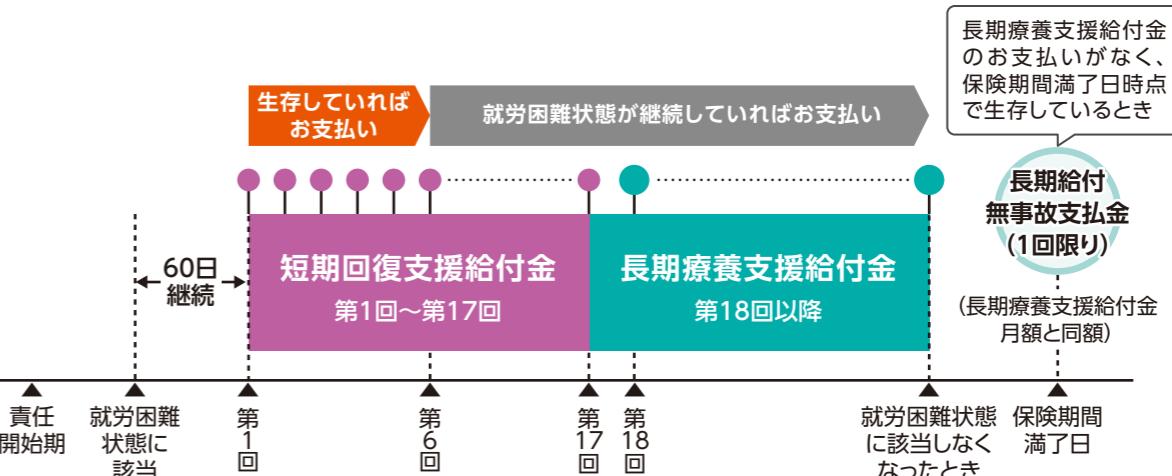
「就労困難状態」とは

被保険者が病気またはケガにより、治療を目的とする病院もしくは診療所への入院または所定の在宅療養をしている状態

▶▶お支払いの条件となる「就労困難状態」について、詳しくは **03 給付金などのお支払い P.04~07** をご確認ください。

「病気やケガで働けなくなったときの 給与サポート保険」 (以下「給与サポート保険」といいます) しくみ図

就労困難状態が60日継続し、その翌日に生存していた場合、第1回目の短期回復支援給付金をお支払いします。第2回目から第6回目までは就労困難状態の継続の有無にかかわらず生存していることを条件に短期回復支援給付金をお支払いします。それ以後の期間は就労困難状態の継続を条件に最長で保険期間満了まで短期回復支援給付金または長期療養支援給付金をお支払いします。保険期間中に長期療養支援給付金のお支払いがなく、保険期間満了日時点で生存している場合は、長期給付無事故支払金をお支払いします。



⚠ 就労困難状態に該当して給付金をお支払いする場合も、引き続き保険料のお払込みが必要です。

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

給与サポート保険

保険期間・保険料払込期間によって契約年齢が異なります。

販売名称	正式名称	保険期間・保険料払込期間	契約年齢
病気やケガで 働けなくなったときの 給与サポート保険	就労所得保障保険 (無解約払戻金)	60歳満期	満18歳～満55歳
		65歳満期	満18歳～満60歳

「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。

▶▶詳しくは **しおり「指定代理請求特約」について**をご確認ください。

「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みを責任開始の要件とせずに、当社の定める日から保障を開始します。

▶▶保障の開始について、詳しくは **注意喚起情報 P.17** をご確認ください。

03 給付金などのお支払い

▶ 参照 しおり 「給付金・保険金など」について

具体的な支払額については「パンフレット」などをご確認ください。支払事由の詳細や制限については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

販売名称	給付金など	支払事由	支払額	受取人
病気やケガで働けなくなつたときの 給付金・保険金	短期回復支援給付金	●第1回から第6回まで 保険期間中につぎのすべてに該当したとき (ア)責任開始期以後の病気・ケガにより、就労困難状態が60日 継続したと医師によって診断されたとき (イ)つぎのいずれかの日に生存しているとき	短期回復支援給付金 月額	被保険者 (*)
		第1回 (ア)に該当した日の翌日 第2回から第6回まで 第2回から第6回までの支払基準日 		
	●第7回から第17回まで 保険期間中の第7回から第17回までの支払基準日に直前の支 払基準日から就労困難状態が継続していると医師によって診 断されたとき			
	長期療養支援給付金	●第18回以後 保険期間中の第18回以後の支払基準日に直前の支払基準日 から就労困難状態が継続していると医師によって診断された とき	長期療養支援給付金 月額	被保険者 (*)
	長期給付無事故支払金	つぎのすべてに該当したとき ①保険期間が満了したときに生存しているとき ②保険期間中に長期療養支援給付金の支払いがなかったとき	長期療養支援給付金 月額と同額 (1回限り)	契約者

(*)契約者が法人の場合、申し出により給付金受取人を法人とすることができます。

※精神障害や妊娠・出産などによる就労困難状態の場合はお支払いの対象とはなりません。

▶▶ 給付金などを支払えない場合については [注意喚起情報 P.18](#) をご確認ください。



長期給付無事故支払金が支払われた後に、長期療養支援給付金が支払われることになったときには、長期療
養支援給付金の支払額から、すでに支払われた長期給付無事故支払金の支払額を差し引いた金額をお支
払いします。
ただし、長期療養支援給付金の支払額が差し引く長期給付無事故支払金の支払額に不足するときは、契約者
からその不足分をお支払いいただきます。



●「支払基準日」とは

第1回の給付金については支払事由に該当した日

第2回以後の給付金については第1回の支払基準日の後の月単位の応当日(応当日がない月については、その月の末日)

「就労困難状態」とは

お支払いの対象となる「就労困難状態」とは、以下の①入院、②在宅療養のいずれかに該当する状態
をいいます。

(短期回復支援給付金と長期療養支援給付金は②在宅療養の内容が異なります)

	短期回復支援給付金 (①入院、②在宅療養(a)(b)のいずれか)	長期療養支援給付金 (①入院、②在宅療養(a)(c)のいずれか)
①入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院 または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること	
②在宅療養	医師の指示にもとづく在宅療養 (a)医師による治療(注1)が継続しており、日本国内にある自宅など(障害者支援施設 などを含みます)で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念し(注2)、自宅 などからの外出が困難な状態(注3) 特定障害状態 (b)所定の特定障害状態に該当した状態(注4) ※詳しくは下記「特定障害状態」とはをご確認ください。	

(注1)在宅療養における「医師による治療」は、手術、放射線治療、処置、投薬、リハビリを含み、検査、経過観察、指導お
よび医業類似行為(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうおよび柔道整復など)は含まれません。また、就労困難状
態となった原因の病気またはケガの改善のために行われる医療行為を指し、症状が固定し、それ以上の改善が
見込めないものは該当しません。例えば、再発防止や疾病予防を目的とする投薬のみを行っているケースは該
当しません。なお、治療としてのリハビリは、医師の指示による資格を持った医療従事者の観察補助のもと計画
的に自宅および施設内で行われる医学的リハビリテーションをいいます。例えば、散歩、買い物などの行為は、リ
ハビリに該当しません。

(注2)医師の指示に従わず、必要な治療を行わない場合は、治療に専念していることにはなりません。例えば、アル
コール性肝疾患で禁酒の指示が出されているにもかかわらず、飲酒している場合は治療に専念していることには
なりません。

(注3)「自宅などからの外出が困難な状態」とは、つぎの①および②を満たすものをいいます。

①病院または診療所への通院など治療のために最低限必要な外出を除き、活動の範囲が自宅などに制限され
ていること

②上記①の活動範囲の制限が、医師により証明された医学的原因にもとづくこと

(注4)国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態
は、約款に定める特定障害状態に該当した状態とみなします。

(注5)国民年金の保険料未納などの特別な事情で障害等級1級または2級に認定されない場合で、障害等級1級または
2級と同程度の状態であると医師による証明があり、かつ、当社が認めた期間は、障害等級1級または2級に認
定された状態とみなします。

(注6)障害等級1級の第11号または2級の第17号に該当する場合(複数の障害があり、併合認定されている場合)で、
「精神障害以外の障害または病状」が障害等級2級に満たない状態を除きます。

「障害等級1級・2級」について(2019年6月現在)

障害等級1級・2級に認定された状態とは、以下の状態などを指します。

- 〈例〉 ●両眼の視力の和が0.08以下の眼の障害
- 両耳の聴力レベルが90デシベル以上の聴覚の障害

「特定障害状態」とは

特定障害状態とは、上記2019年6月現在の「障害等級1級・2級」に相当する状態として当社が定
めるものをいいます。

▶▶ 詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

次ページへ続く 

◀前ページからの続き

途中で支払事由に該当しなくなった場合のお支払い

次回の支払基準日までの期間中に、つぎのいずれかに該当したときは、直前の支払基準日から、保険契約が継続した日数または就労困難状態に該当した日数に応じて日割計算(1日あたり=給付金月額÷30日^{(*)1})した金額をお支払いします。

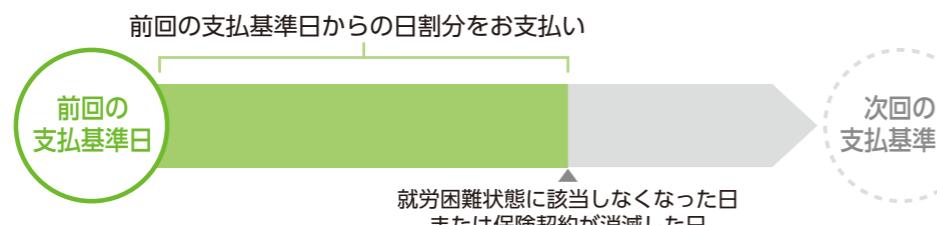
(*)1ヶ月を30日として計算します。

(1)第1回の支払基準日以後、第6回の支払基準日の前日までの期間

保険契約が消滅(被保険者の死亡や保険期間満了の場合など)したとき

(2)第6回の支払基準日以後

被保険者が就労困難状態ではなくなったとき、または保険契約が消滅(被保険者の死亡や保険期間満了の場合など)したとき

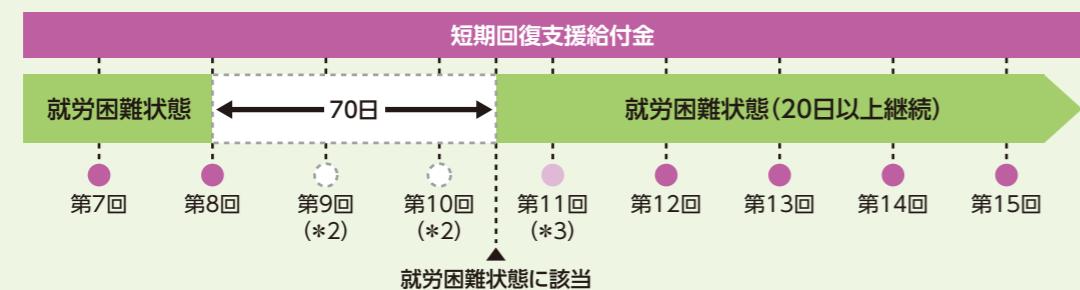


第6回の支払基準日以後、断続して就労困難状態に該当した場合の取扱い

前回の就労困難状態が継続しているとみなすケース

就労困難状態に該当しなくなった日の翌日からその日を含めて再び就労困難状態に該当した日までの期間が**180日以内**で、かつ、その**就労困難状態が20日以上継続したとき**は、継続した就労困難状態とみなして給付金をお支払いします。

〈例〉就労困難状態に該当しなかった期間が70日の場合



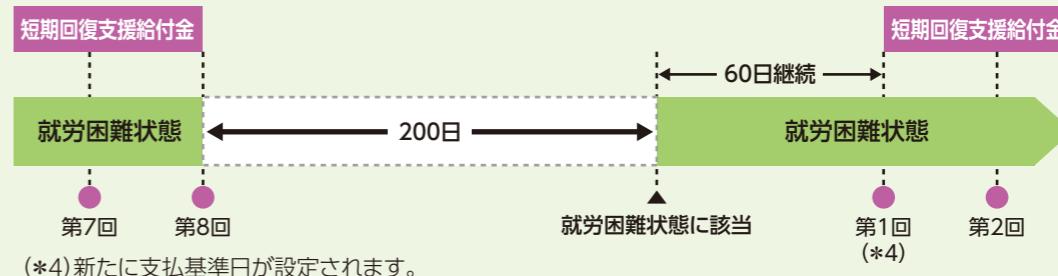
(*)2) 就労困難状態に該当しなかった期間について、給付金はお支払いしません。

(*)3) 再び就労困難状態に該当したときから最初に到来する支払基準日までの期間については、日割計算した金額(給付金月額÷30日※×日数分)をお支払いします。※1ヶ月を30日として計算します。

新たな就労困難状態に該当するとみなすケース

就労困難状態に該当しなくなった日の翌日からその日を含めて再び就労困難状態に該当した日までの期間が**181日以上のとき**は、新たな就労困難状態に該当したとみなして、**就労困難状態が60日以上継続したとき**に給付金をお支払いします。

〈例〉就労困難状態に該当しなかった期間が200日の場合



特定障害状態のみに該当しているときの取扱い

短期回復支援給付金と長期療養支援給付金の支払要件は異なるため、第17回の支払基準日以後は特定障害状態のみに該当していても、給付金はお支払いできません(障害等級1級または2級に認定されるなどの長期療養支援給付金の支払事由に該当すればお支払いします)。

〈例〉



断続して特定障害状態に該当した場合であっても、同じ原因による特定障害状態は、特定障害状態に該当していない期間の長さ(180日以内か否か)にかかわらず、継続した特定障害状態とみなします。この場合、**第17回の支払基準日以後、給付金はお支払いしません**。

保険期間満了前60日以内に就労困難状態に該当しているときの取扱い

つぎの2点すべてに該当する場合、第1回の短期回復支援給付金をお支払いします。ただし、第2回以後の給付金のお支払いはありません。

- 保険期間満了日に、就労困難状態に該当しているにもかかわらず、その就労困難状態が60日継続していないため第1回の短期回復支援給付金が支払われていない場合
- 保険期間満了後も引き続きその就労困難状態が継続し、かつ60日継続したと医師によって診断された場合

▶詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

04 | 契約者配当金・解約払戻金

「給与サポート保険」には、**契約者配当金、解約払戻金はありません**。

05 | 保険料の払込方法

- 保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年末満は切捨)によって決まります。
- 具体的な保険料についてはパンフレット「保険料表」、「ご提案書」などをご確認ください。
- ▶▶保険料払込期間について、詳しくは **02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)** P.03 をご確認ください。

払込方法

保険料の払込方法には、「月払」「半年払」「年払」があります。
※保険料の払込経路  によっては払込方法が限定される場合があります。

06 | 保険料払込みの流れ

▶▶ 参照  保険料のお払込について

お申込みから保険料払込みの流れは、払込経路(「個別取扱」「団体・集団取扱」など)により異なります。
▶▶ 保障の開始について、詳しくは **注意喚起情報 P.17** をご確認ください。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合

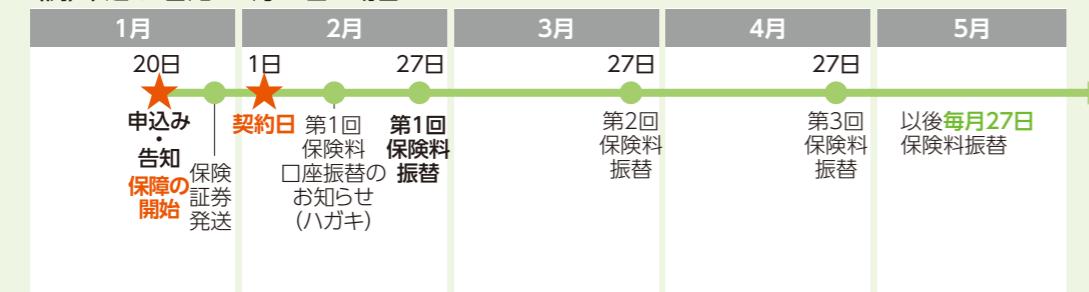
この特約は団体・集団によっては取扱いをしていない場合があります。詳細は当社または募集代理店にお問い合わせください。

個別取扱(月払)

- ★契約日：申込みおよび告知がともに完了した日^{(*)1}の属する月の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)
 - ★保障の開始：申込みおよび告知がともに完了した時^{(*)1}
- (*)1申込みの完了とは、当社が申込書を受領したことをいいます。電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。

1 | 第1回目の保険料から口座振替の場合

〈例〉申込み・告知が1月20日の場合



2 | 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

〈例〉申込み・告知と第1回保険料払込みが1月20日の場合



補足

保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

用語

「払込経路」とは

保険料を払い込む方法(経路)のこと、「個別取扱(口座振替など)」「団体・集団取扱(給与控除または集金代行)」などがある

団体・集団取扱(月払)

- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払込みいただきます。
- 集金代行の場合、保険料は団体(集団)の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお払込みいただきます。

★契約日：第1回保険料払込日の属する月の1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

★保障の開始：第1回保険料払込日の属する月の1日

〈例〉保険料払込日が25日の場合



補足

団体(集団)を退職(脱退)した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます(保険料は個別料率に変わります)。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱(月払)

1 | 第1回目の保険料から口座振替の場合

- ★契約日^{(*)2}：申込み・告知と第1回保険料振替がともに完了した日(この日の満年齢で保険料が決まります)
- ★保障の開始^{(*)3}：申込み・告知および第1回保険料振替がともに完了した時

(*)2第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合、契約日は「申込み・告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した日の属する月の翌月1日」となります(この日の満年齢で保険料が決まります)。

(*)3第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合、保障の開始は「申込み・告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した時」となります。

〈例〉申込み・告知が1月20日の場合



2 | 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

- ★契約日：申込み・告知と第1回保険料払込みがともに完了した日の属する月の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)
- ★保障の開始：申込み・告知および第1回保険料払込みがともに完了した時

〈例〉申込み・告知と第1回保険料払込みが1月20日の場合



補足

保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

次ページへ続く ▶

◀前ページからの続き

ご契約のお引受け

08 | お引受けの条件

団体・集団取扱(月払)

- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払込みいただきます。
- 集金代行の場合、保険料は団体(集団)の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお払込みいただきます。
- ★**契約日**: 申込み・告知と第1回保険料払込みがともに完了した日の属する月の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)
- ★**保障の開始**: 申込み・告知および第1回保険料払込みがともに完了した時



補足

団体(集団)を退職(脱退)した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます(保険料は個別料率に変わります)。

07 | 保険料に関する留意事項

保険料払込免除

保険料払込免除の取扱いはありません。

保険料の前納

一定期間の保険料をまとめてお払込みいただく前納制度があります。

▶▶詳しくは [しおり 保険料の前納](#) をご確認ください。

- 契約者と被保険者との続柄は、本人・配偶者または2親等内の親族となります(法人契約は除きます)。
- 被保険者が学生、無職(年金生活者を含む)、資産生活者など、一部の職業・職種によってはお申込みいただけません。
- 前年(1~12月)に年収がある被保険者の方で、その額面年収の金額が150万円未満の場合はお申込みいただけません(主婦は除きます)。前年の額面年収は、各種社会保険料や税金などを差し引く前の金額です(家賃収入などの不労所得は含みません)。不労所得とは、利子所得・配当所得・不動産所得(家賃収入など)や証券売却益などを指します)。
- 被保険者の健康状態や仕事の内容などによっては、お申込みをお引受けできない場合やご希望の契約内容ではお引受けできない場合があります。
- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。

告知日時点の健康保険の種類と前年の額面年収に応じて、給付金額の設定に下記の限度額を定めています。

契約の限度

- 短期回復支援給付金月額、長期療養支援給付金月額それぞれ1万円単位で設定いただけます。
- 長期療養支援給付金の月額は、短期回復支援給付金の月額と同額もしくはそれ以上の金額とします。

被用者保険 [用語](#) の場合

給付金	最低給付金額	最高給付金額(*1)
短期回復支援給付金	月額5万円	額面年収の3%(*2) (月額20万円限度)
長期療養支援給付金	月額5万円	額面年収の5%(*2) (月額40万円限度)

国民健康保険の場合

給付金	最低給付金額	最高給付金額(*1)
短期回復支援給付金	月額5万円	額面年収の7%(*2) (月額20万円限度)
長期療養支援給付金	月額5万円	額面年収の7%(*2) (月額20万円限度)

(*1) 職業に従事していない主婦または額面年収が150万円未満の職業に従事している主婦は、短期回復支援給付金・長期療養支援給付金ともに月額10万円が限度です。
額面年収が150万円以上の職業に従事している主婦は、短期回復支援給付金・長期療養支援給付金それぞれ月額10万円または最高給付金額のいずれか大きい金額が限度となります。

主夫は、短期回復支援給付金・長期療養支援給付金ともに月額10万円が限度です。

*主夫とは、配偶者が定職に就き、職業に従事しておらず主夫業に専念している男性を指します。

(*2) 1万円未満の端数は切り上げます。

通算の限度

被保険者1人につき、上記最高給付金額を限度とします。

また、上記の限度のほか、当社所定の制限を定めています。詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。

[用語](#)

「被用者保険」とは

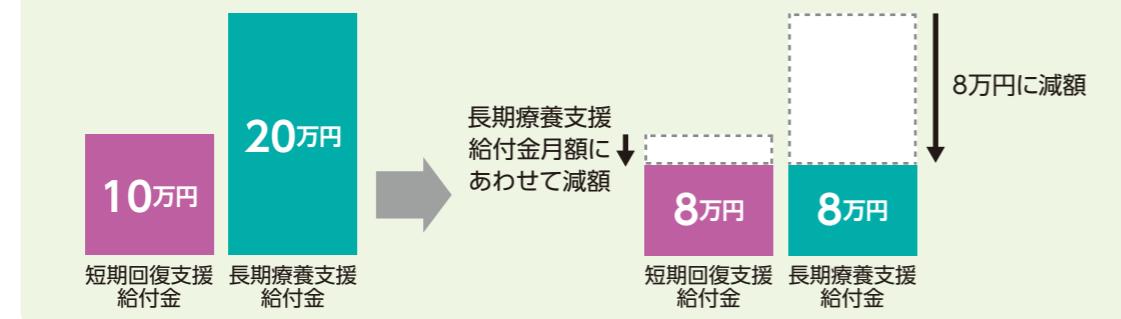
主に会社員などを対象とした全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)、組合管掌健康保険(健康保険組合)、各種共済組合、船員保険のこと

09 減額について

- 短期回復支援給付金月額および長期療養支援給付金月額は、1契約につき最低月額5万円まで、それぞれ減額することができます。
- 減額単位は、短期回復支援給付金月額、長期療養支援給付金月額それぞれ1万円単位となります。減額後の長期療養支援給付金月額は短期回復支援給付金月額と同額もしくはそれ以上とします。
- 短期回復支援給付金の支払事由の発生以後に短期回復支援給付金月額を減額する場合、長期療養支援給付金月額は同じ割合で減額します。

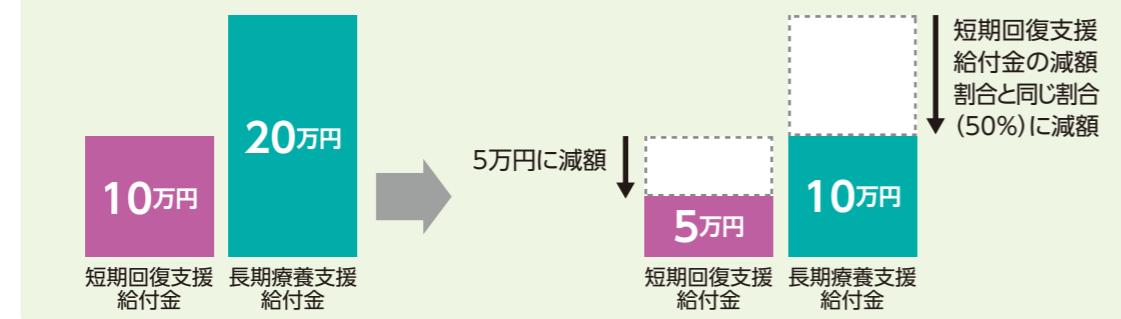
長期療養支援給付金月額を減額した場合で、その金額が短期回復支援給付金月額を下回るとき
短期回復支援給付金月額を長期療養支援給付金月額と同額まで減額します。

〈例〉短期回復支援給付金月額10万円、長期療養支援給付金月額20万円で契約後、長期療養支援給付金月額を8万円に減額する場合



短期回復支援給付金の支払事由発生以後に短期回復支援給付金月額を減額した場合
長期療養支援給付金月額と同じ割合で減額します(1万円未満の端数は切り捨てます)。

〈例〉短期回復支援給付金月額10万円、長期療養支援給付金月額20万円で契約後、短期回復支援給付金の支払事由発生以後に短期回復支援給付金月額を5万円に減額する場合



○補足

ご契約中の増額はできません。新たにご契約を追加いただくことになります。

相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、当社コールセンターまでご連絡ください。
なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶詳しくは [注意喚起情報 P.22](#) をご確認ください。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
 - 正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。 15
 - 給付金などをお支払いできないことがあります。 18
 - 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。 21 など

- ご契約に際しては**契約概要**のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している**ご契約のしおり・約款**を必ずお読みください。

もくじ

ご契約に際して

- 反社会的勢力に該当する場合 14
- 告知義務 15
- お申込みの撤回または解除 16
- 保障の開始 17

給付金・保険金、保険料など

- お支払いできない場合 18
- 給付金などのご請求 19
- ご契約の無効および失効・復活 20

ご契約の解約・乗換え・見直し

- 解約と解約払戻金 21
- 新たな保険契約への乗換えや
ご契約の見直し 21

その他留意事項

- 保険会社の業務または財産の
状況が変化した場合 22
- 相談・照会・苦情の窓口 22

01

反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、
保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力(*1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力(*1)に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。

(*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることをいいます。

告知義務

▶ 参照  お申込にあたって

02

正しく告知していただかないと、
ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態・職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態・職業など「告知書」上で当社がおたずねするところについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 医師の診査を受けて契約される場合、医師が口頭で告知を求めることがあります。その場合もありのままを伝えて(告知して)ください。
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

○補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることができます。**
- 当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「給付金などのご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

当社では、被保険者の健康状態などに応じて、つきのいずれかの対応を行います。

- 申込内容のとおりにお引受け
- お申込みをお断り

「告知義務違反」がある場合、
ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
- 責任開始日から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合

上記の場合、給付金などの支払事由が生じっていても、原則としてお支払いできません。なお、**解除**用語の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「解除」とは
保険期間の途中でご契約を消滅させること

お申込みの撤回または解除

03

所定の期間内であれば、お申込みの撤回または解除ができます。

- お申込者またはご契約者は、つぎのいずれかの日からその日を含めて**8日以内**であれば、ご契約のお申込みの撤回^{用語}またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回など」といいます)することができます。(クーリング・オフ制度)

①「責任開始期に関する特約」を付加した場合

ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日
(第1回保険料を勤務先などの団体や集団を通じてお払込みいただく場合は、第1回保険料の払込日の属する月の1日)

②「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)のお払込みの日のいずれか遅い日
(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を確認した日のいずれか遅い日)

- お申込みの撤回などをした場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。

【お申込みの撤回などの方法】

必ず郵便により上記の期間内(8日以内の消印有効)に当社宛てに文書を送付してください。

<記入項目>

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ①記入日 | ⑤契約者の住所・電話番号 |
| ②撤回の理由および撤回をしたい意思 | ⑥被保険者名 |
| ③契約者の自署・フリガナ | ⑦保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④契約者の生年月日 | ⑧証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

*契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

<郵送先>

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当



**つぎの場合には、
お申込みの撤回などができません。**

- 当社が指定した医師の診査を受けた場合
- すでに契約したご契約の内容を変更する場合

用語

- 「撤回」とは
ご契約のお申込み後に、申込者がご契約のお申込みを取り下げるこ

保障の開始

04

申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する時期(日)を「責任開始期(日)」といいます。

当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始期(日)」は、つぎのとおりです。

「給与サポート保険」には「責任開始期(日)」以後、就労困難状態に該当してから給付金のお支払いまで免責期間があります。

1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合

個別取扱

責任開始期：申込みおよび告知がともに完了した時^(*1)

(*1) 申込みの完了とは、当社が申込書を受領したことをいいます。
電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。



団体・集団取扱

責任開始期(日)：第1回保険料の払込日の属する月の1日



2.「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱、団体・集団取扱 共通

責任開始期：告知および第1回保険料の払込みがともに完了した時^(*2)

(*2) 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、「告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した時」となります。



補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。

05

お支払いできない場合

▶ 参照 しおり お支払いできない場合について

給付金などを
お支払いできることがあります。

- 責任開始期より前に発生したケガや、責任開始期より前に発病した病気を原因として就労困難状態に該当した場合
- 働けない状態であっても、当社所定の就労困難状態に該当しないなど、支払事由に該当しない場合
- 医師の指示がないにもかかわらず、自らの意思で自宅などにとどまっている場合(*)
- 医師による治療を受けている場合でも自宅などから外出できる状態のとき（治療のための通院などの外出を除く）(*)
- (*)特定障害状態に該当している場合または障害等級1級・2級に認定されている場合を除きます。
- 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効（用語）している場合
- 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 免責事由に該当した場合

〈例〉被保険者の精神障害、妊娠・出産など

上記以外にも、給付金などをお支払いできないことがあります。

▶ 詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

用語

- 「失効」とは
保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること（保障がない状態となるため保険金などは支払われない）

06

給付金などのご請求

▶ 参照 しおり ご契約後について

給付金などのご請求の際は、当社または
担当代理店までご連絡ください。

- 給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。

インターネットの場合

アフラックホームページ

こちらから
アクセス

キーワードで検索

アフラック 給付金 検索



原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

請求書類のお取り寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。
請求書類のダウンロード パソコン	パソコンサイトでは一部の請求書類をダウンロードしていただけます。
給付金デジタル 請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを完結できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件がございます。

お電話の場合

アフラック 保険金コンタクトセンター

0120-555-877

通話料
無料

<オペレーターによる受付>

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）
9:00～17:00

<24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き>
年中無休（24時間受付）

- 指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。

- 支払事由については「[契約概要 P.04~07](#)」のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方（指定代理請求人）が被保険者に代わって請求できます（法人契約で受取人が法人の場合を除きます）。

▶ 詳しくは「[しおり「指定代理請求特約」について](#)」をご確認ください。

補足

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

ご契約の解約・乗換え・見直し

07

ご契約の無効および失効・復活

► 参照  しおり 保険料のお払込について

保険料のお払込みがない場合、ご契約が無効または失効することがあります。

ご契約の無効および失効

保険料のお払込みには一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は無効となります。**
- 第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなることがあります。(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)

第2回以後の保険料について

- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は失効となります。**

► 詳しくは  しおり 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

ご契約の復活

失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。

- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱いはありません。

► 詳しくは  しおり ご契約の復活 をご確認ください。

08

解約と解約払戻金

► 参照  しおり ご契約後について

解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。

解約すると多くの場合、解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。

保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。

► 詳しくは  しおり 解約と解約払戻金について をご確認ください。

09

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

乗換えや見直しは、契約者にとって不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につぎの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります。**
 - 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、「**告知義務違反**」による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります。**
- 詳しくは  02 告知義務 P.15 をご確認ください。
- 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって**取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**



健康状態によってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

10

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

▶ 参照 しおり その他生命保険に関するお知らせ

当社は「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
 - 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の給付金額などが削減されることがあります。
- ▶ 詳しくは [しおり「生命保険契約者保護機構」について](#) をご確認ください。

生命保険契約者保護機構

03-3286-2820 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00, 13:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。

ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

11

相談・照会・苦情の窓口

お客様の相談・照会・苦情をお受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社コールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

アフラックコールセンター

0120-5555-95 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～18:00
[土曜日] 9:00～17:00
※祝日を除きます。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

その他重要事項

- 1 この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて **ご確認いただきたい補足的情報** をまとめています。
- 2 ご契約に際しては「契約概要」「注意喚起情報」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

もくじ

01	個人情報の取扱いについて(保険契約者および被保険者の皆様へ)	24
02	特定個人情報等の取扱いについて	25
03	ダックのカウンセリングサービスについて	26
04	Web約款について	27

01 個人情報の取扱いについて(保険契約者および被保険者の皆様へ)

プライバシーポリシー

当社は「アフラックの個人情報の取扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

※以下、本「個人情報の取扱いについて」において、「個人情報」には個人番号(マイナンバー)および特定個人情報(以下、「特定個人情報等」といいます)を含みません。特定個人情報等については、**その他重要事項 P.25**をご確認ください。

お客様の個人情報の利用目的

お客様の個人情報の利用目的は、つぎのとおりです。

- ① 各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ② 当社、その関連会社・提携会社が取り扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
- ④ その他保険業に関連・付随する業務

センシティブ情報

当社は保険業法施行規則により、保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲などに限り、保健医療などのセンシティブ情報を取得・利用します。

代理店制度

当社は代理店制度を採用していますので、上記の利用目的のためにお客様の個人情報を当社指定の代理店に対して提供します。

なお、当社指定の代理店とは、つぎに該当する代理店をいいます。

- ① ご契約の全部または一部を担当させていただく代理店(お客様担当代理店)
- ② 保険契約者が所属される企業などの許可を得て、当該企業などにおいて各種商品やサービスの案内・提供・維持管理などを行っている代理店(企業等担当代理店)
- ③ お客様担当代理店または企業等担当代理店が提携する当社の承認を受けた代理店
- ④ 保険契約者から個人情報の提供につきご了解いただいた代理店
- ⑤ その他、上記の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店

団体(集団)などとの関係

各種保険契約の継続・維持管理などのためにお客様の個人情報を、当社と団体(集団)取扱契約を取り交わしている団体(集団)や、お客様が指定された口座振替指定金融機関などとの間で相互提供します。

再保険

保険会社は、お客様の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の出再を含みます)を行うことがあります。この場合、保険会社は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定時に利用する個人情報を再保険の引受けを行う保険会社に対して提供します。

契約内容登録制度・契約内容照会制度

当社は、死亡・高度障害保険金、災害死亡・災害高度障害保険金、入院給付金がある保険契約をお申込みいただいた場合には、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社とともに、当該保険金または給付金のある保険契約のお引受け、保険金・給付金のお支払いの判断の参考とすることを目的として、つぎの項目を(一社)生命保険協会に登録します。

- ① 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ② 死亡保険金額・災害死亡保険金額
- ③ 入院給付金の種類および日額
- ④ 契約日(復活日、復旧日または特約の中途付加日)
- ⑤ 取扱会社名

また、当該登録事項については、同様の目的のために、全国共済農業協同組合連合会との間で、その契約内容との相互照会を行います。

支払査定時照会制度

当社は、各生命保険会社など(*)とともに、給付金・保険金・年金などのお支払い、保険契約または共済契約など(以下「保険契約など」といいます)の解除、取消または無効の判断の参考とすることを目的として、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する、下記「相互照会事項」の全部または一部について、共同して利用します。

(*)「各生命保険会社など」とは、(一社)生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

■相互照会事項について

(一社)生命保険協会を通じて、照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また、他の各生命保険会社などからの照会に対し情報を提供します。なお、相互照会事項はつぎのとおりです。

- ① 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ② 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故
※②記載の事項は照会を受けた日から5年以内のもの
- ③ 保険種類、契約日、復活日、消滅日、契約者の氏名および被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名および被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料およびその払込方法

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。支払査定時照会制度について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」のほか、当社または(一社)生命保険協会のホームページをご確認ください。

開示などのお問い合わせ

保有個人データの利用目的の通知・開示・訂正・利用停止などのご請求について、また、個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し、適切に対応します。

02 特定個人情報等の取扱いについて

特定個人情報等の利用目的・利用

- 当社は、特定個人情報等を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます)で限られた利用目的を超えて取得・利用しません。

特定個人情報等の提供

- 当社は、番号法で限られた利用目的を超えて特定個人情報を第三者に提供しません。

03 | ダックのカウンセリングサービスについて

「ダックのカウンセリングサービス」は、給与サポート保険をご契約の方にご利用いただける付帯サービスです。このサービスは各サービス会社が提供するもので、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。



主なサービス内容

■メンタルヘルスに関するご相談【提供:(株)法研】(相談料・通話料 無料)

- メンタルヘルス電話相談サービス
こころの悩みや不安に対するご相談に「臨床心理士」の資格を持つカウンセラーがお電話でお応えします。
- メンタルヘルス面談サービス
カウンセリングルーム(全国170か所^(*)1))にて、「臨床心理士」の資格を持つカウンセラーによる面談をご利用できます。
(*1)2019年6月1日現在

■障害年金や傷病手当金に関するご相談【提供:(株)法研】

(相談料・通話料 無料。申請代行などにかかる費用はご利用者様負担)

- 障害年金電話相談サービス
- 社会保険労務士紹介サービス
(紹介料は無料。「社会保険労務士」との相談・申請代行などにかかる費用はご利用者様負担)
- 障害年金に関するガイドブックのご提供
- 傷病手当金電話相談サービス
- 就労復帰に関する窓口のご案内

■病気やケガの治療に関するご相談

- セカンドオピニオンサービス(ベストドクターズ®・サービス)【提供:(株)法研】
(医師の紹介にかかる費用およびセカンドオピニオン受診費用は無料。検査や治療などにかかる費用はご利用者様負担)
- 治療を目的とした専門医紹介サービス(ベストドクターズ・サービス)【提供:(株)法研】
(医師の紹介にかかる費用は無料。検査や治療などにかかる費用はご利用者様負担)
- 24時間健康電話相談サービス【提供:(株)ウェルネス医療情報センター】
(相談料・通話料 無料)

Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。

サービスに関する注意事項

■ダックのカウンセリングサービス全般に関する注意事項

- 本サービスを利用できる方は、原則として、給与サポート保険の被保険者様に限ります(24時間健康電話相談サービスについては、契約者様とそのご家族がご利用いただけます)。
- 対象のご契約が有効である場合にご利用いただけます。ご契約が終了している場合、または失効中の場合はご利用いただけません。
- これらのサービスは2019年8月26日現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。

サービス利用者による本サービス(24時間健康電話相談サービスを除く)のご利用は、給与サポート保険の契約者と(株)法研との間の利用規約にもとづきます。

詳細は <https://www.duckcounseling.jp/> をご確認ください。

■メンタルヘルス電話相談サービスに関する注意事項

- 1回のご利用時間は20分までとなります。

■メンタルヘルス面談サービスに関する注意事項

- 1年間^(*)2)に5回まで無料です。6回目以降は有料となります。
 - 1回のご利用時間は50分までとなります。
- (*2)4月1日～翌年3月31日までの期間を1年間とします。

■社会保険労務士紹介サービスに関する注意事項

- 「社会保険労務士」との相談・申請代行などにかかる費用はご利用者様の自己負担となります。
- ご紹介する社会保険労務士は、ご利用者様のお住まいの地域から遠方となる場合があります。

■セカンドオピニオンサービス/治療を目的とした専門医紹介サービスに関する注意事項

- 医師の紹介料およびセカンドオピニオンの受診費用(相談料、診断料)以外は自己負担となります。
※紹介状作成費用・交通費や宿泊費、検査や治療にかかる費用などは自己負担となります。
- 全ての病気・ケガを対象とするものではありません。例えば①美容外科、心療内科、精神科、歯科および口腔外科に関するご相談やご依頼、②日常的にみられる傷病などの治療であって専門性を必要としないものに関するご相談やご依頼は受けられません。

04 | Web約款について

「Web約款」とは、当社ホームページ上でご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。

お申込みいただく保険商品の契約内容をご確認いただく方法として、インターネットを利用してご覧いただく「ご契約のしおり・約款(Web約款)」と冊子の「ご契約のしおり・約款」があります。

当社では、お客様の利便性向上のため、「Web約款」をおすすめしています。

「Web約款」の特長

- ①当社ホームページ上でいつでも閲覧できるので、保管不要です。
- ②文字を拡大して閲覧できます。
- ③キーワード検索により確認したい箇所を簡単に検索できます。
- ④ご利用の端末に保存することも、印刷することもできます。

「Web約款」の閲覧方法

つぎの①～③の手順で閲覧できます。

- ①インターネットで当社ホームページにアクセス
アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/>
- ②トップページの「**Web約款** ご契約のしおり・約款」をクリックし、掲載ページへ移動
- ③「商品名」と「(予定)契約日」から該当の「Web約款」を選択

